

1. 件名:公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター及び六ヶ所保障措置センターの核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談
2. 日時:令和4年8月8日(月)14時30分～16時00分
3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
榎見主任安全審査官、矢野安全審査官
公益財団法人核物質管理センター
東海保障措置センター 技術副主席 他1名
六ヶ所保障措置センター 安全管理課長 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
 - ・保安規定の変更認可申請に係る指摘事項-回答 一覧
 - ・「放射性廃棄物でない廃棄物(NR)」の適用について
 - ・組織改正に係る変更内容等について
 - ・東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の所要の見直し箇所に係る説明書
 - ・六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表(所要の見直しの補足説明版:該当箇所抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	こちら原子力規制庁のようです。本日は7月8日に申請いただいた、核物質管理センターの東海保守センターと六ヶ所主筋センターの保安規定の変更認可の申請について、
0:00:17	前回7月20日に、
0:00:19	面談をした際のの回答についてのかかる面談を実施させていただきたいと思います。
0:00:26	それでは前回の面談を踏まえて資料を作成していただいておりますので手段のご説明をよろしく願いいたします。
0:00:36	はい。それでは核物質管理センターの当該保障措置センターの方から、資料の方について説明の方を先にさせていただきます。
0:00:44	資料の方はすべて
0:00:46	今回ご用意させていただきました。
0:00:48	一つ目の方が指摘事項。
0:00:51	と、あとはそれに対する回答の一覧というと、あと
0:00:55	今回、役にはなりますけれども、NRの適用についてという資料を、あと組織改正に係る変更内容についてというもの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:05	あと、東海六ヶ所それぞれにはなりますけれども、所要の見直しとした箇所についての説明書ということで、東海センターと、廊下センターを平日の資料となります。
0:01:18	指摘事項の回答につきましては、こちらの内容の方の説明の中でさせていただきますと思いますので、初めに、放射性物質ではない廃棄物、N Rの適用についてというところで東海の方で準備させていて、
0:01:32	いただいた資料について説明させていただきます。
0:01:36	めくっていただきまして、1 ページ目のところに、すいません、こちらの文章ですけれども、こちらの文章の東海と 6ヶ所、それぞれちょっと
0:01:46	書きぶりの方が異なっておりましたので、当特会の方で、六ヶ所の方に、を参考にしながら、同じトーンで作成しましたのでその内容について説明させていただきます。
0:01:57	基本的には 1 ページ目の方ご覧いただければと思うんですけども、2 ポツの基本的な考え方のところ、
0:02:05	うちの方で参考にしました文書としましては、2 ポツの 2 行、上から 2 行目にありますけれども、旧原子力安全保安院の指示、指示文書、ガイドラインになりますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	そちらの方と、あとは、
0:02:19	下から 3 行目にありますけれども、総合資源エネルギー調査会の小委員会の報告書の方と、あとはちょっとページ飛びますけれども、
0:02:32	7 ページ目の 6 ポツのところに記載してありますけれども、念のための測定法とかにつきましては、
0:02:39	ジェネッツ数、すいません、7 ページ。
0:02:42	9 ページ目ですねすいません。
0:02:44	9 ページ目のところの 7 ポツも、
0:02:47	下から 3 行目のところから書いておりますけれども、J N E S の報告書の方を参考としております。こちらの内容につきましては東海六ヶ所それぞれ同じ。
0:02:57	9、この 3 文章を参考として作成しております。
0:03:02	内容につきましては、
0:03:05	1 ページ目から 3 ページ目。
0:03:08	のところは、それぞれガイドラインに対しての下位指標の方。
0:03:13	となります。
0:03:16	ここの中で、東海と六ヶ所での違いに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:20	になるんですけども、3 ページ目のところの右側のところの、破線で 囲っている箇所。
0:03:29	のところ、ここが6ヶ所の東海で異なる点かと思います。
0:03:34	内容としましては、東海保障センターの汚染の恐れのない管理区 域、第二種管理区域は、汚染の恐れのある管理区域、括弧第1管理区域 であった区域を、
0:03:46	市変更許可申請により区分変更市は一般区域に変更した区域であること から、NRの要求事項を確実に担保するために、アンゼンガワニ汚染の 恐れのある管理区域と同等の、
0:03:59	管理を行うこととするということで、どういう危険な港のガイドライン に則した形で、こちらの文書ルールの方を定めております。
0:04:09	六ヶ所と、東海の大きなやり方を思います。
0:04:14	まためくっていただきまして5 ページ目のところの、右側のカラムにな りますけれども、
0:04:19	それぞれNRの判断をする場合に使用する記録等々、確認項目の例のと ころに記載させていただいておりますけれども、それぞれオペレーショ ン名称等が異なりますので、その文書名とかというのと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	当会の方で現在運用しているものに即した形で、合わせた形で記載をさせていただきます。
0:04:40	確認項目につきましても同様となります。
0:04:45	その他につきましては、一番最後の 11 ページ目になりますけれども、業務フロー。
0:04:52	これ、
0:04:54	につきましても、東海と六ヶ所と同じ業務フローの中で行います場合は先ほど説明させていただいた、
0:05:01	円のみとなります。
0:05:05	こちらの方は、
0:05:09	整備事項回答一覧のところの、
0:05:13	ナンバー6のところにも同様の記載の方させていただきます。
0:05:18	放射性廃棄物でない廃棄物の適用についてということで、今回新たにトーカイの方からさ、提出させていただいた資料についての説明は以上となります。
0:05:39	続けて、違う資料の説明の方させていただきますもよろしいでしょうか。
0:05:47	井関先生、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:50	ついでなので、今ちょっと簡単に聞きたいんですけど、ちょっとトーカイという課長さんですけども、
0:05:56	口、東海の方で説明があった第二種管理区域の特別整備ですかね。
0:06:03	ていう説明は、やっぱ6ヶ所とはは違う状況だっというそういうことでもいいですか。
0:06:10	これは東海放射線スペシャルだっということでは言いません。
0:06:14	はい。
0:06:15	通りでございます。植生調査、承知いたしました。なので6ヶ所調達センターの第二種管理区域は1種から一緒に格下げて、
0:06:26	変更したものではないと、そういうことですかね。
0:06:29	はい。わかりました。次の資料、ご説明よろしく申し上げます。
0:06:36	はい。次は、組織改正に係る変更内容。
0:06:40	についてということでの資料となります。
0:06:43	こちらの方は指摘事項回答等のNo.二十一、二十に該当するものと、検討していただければと思います。
0:06:51	こちらの方は前回の面談の際に、もう少しちょっと細かく書いて欲しいということの要望の方を受けて、今までキック介護6月、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:03	30日、7月20日に出させていただいた資料。
0:07:07	を、統合した形でかつあとあの分、
0:07:11	経緯のところ肉付けしたものとなります。
0:07:14	はい。で、1ポツの変更の経緯になりますけれども、こちらの上段の方につきましては、東海、核物質管理センターの事業内容等を記載しております。
0:07:25	それを受けて、今回の組織改正で、主な変更点3点になります。組織改正に係る内容では3点になりますけれども、
0:07:34	中ほどの分析業務に関しては、というところから分析、下の機関業務のところになります。あと読み上げ、読み上げさせていただきます。
0:07:43	分析業務に関しては、分析課の保安活動のもと、核燃料物質の分析設備の維持管理を実施しているが、捨てフォルダであるIAEAから、
0:07:54	より高い品質の分析の実施が求められている。
0:07:57	前述の要求事項を達成するために、核燃料物質の分析について、専門性向上の観点から、
0:08:05	設備の維持管理等の機能を強化した上で、
0:08:08	両センターの建設業務に係る組織体制を見直すこととした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:13	こちら、次の一方というところから、考案訪問管理者の新設に係る説明になりますけれども、
0:08:21	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の施行、確保健康保安規定の改正施行から1年ほどが経過し、
0:08:34	その間の品質管理に係る活動実績から、
0:08:38	品質管理に係る活動をより円滑に実施するために、品質管理を行う職員として、保安帽の管理室長を新設することとした。
0:08:47	ここからが、所要の見直しに係る見直しになりますけれども、
0:08:52	また、長期の変更のほか、実施する内容に変更はないものの、下の人員構成や、実施する内容に合わせた実施者の実施者等の見直しを行うこととした。
0:09:04	こちらの3点が、今回の保安規定の改正の組織改正に係るところの、
0:09:10	改定の経緯となります。
0:09:13	2ポツの変更の概要につきましては、変更許可申請の別添資料から抜粋をしたものとなるので、割愛させていただきます。
0:09:22	めくっていただきまして4ページにありますけれども、こちらの方も、7月20日の面談の際に一度提出させていただいております資料からの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:33	抜粋となりますけれども、その中で、何点かちょっと修正させていただ きておりますので、
0:09:39	その変更箇所について説明させていただきます。日、
0:09:44	一つは、今回、施設の改正後のところの、
0:09:49	4 ページ目の、
0:09:50	実施者括弧主体者の改正後のところ、片括弧 1 のところに本体施設って いう名称の方から、
0:09:57	いるんですけれども、こちらの本体設備って言葉とちょっと混在し ておまして、そちらも正しく本体施設ということにすべて変更してお ります。
0:10:07	併せまして、こちらの同じ表中の 5 ページ目の方とかに記載があるんで すけれども、核燃料取扱主任者という記載のところ、核燃料取扱主任 者というのになっておりましたので、今うちの方で使用している核燃料 取扱事務者というふうに、
0:10:25	両方に正組合わせさせていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:30	と、あと4ページ目のところの備考欄のところの、米印の三つ目のところ で今回改正変更する内容ではないんですけれども修理改造というところ、言葉、
0:10:41	部下も入っておりますでそのところは今回変更の対象とはなっており ませんので、こちらの方は削除したっていう形となります。
0:10:53	後の5ページ目のところの、左側の保安規定の見だし及び情報のところ の保安教育の備考欄、備考書き上から一つ目の米印の記載箇所になります けれども、
0:11:07	こちら、管理課長を、今回、保安教育のうち、避難消火訓練の実施とい うのを、
0:11:14	管理課長から、安全施設官庁の方に変更するんですけれども、その理由 としましては、うちの方の管理課というところが小世帯になっておりま して、今後人員構成とかが増えるということを予定しておりませんの で、
0:11:28	そういったものを加味して、
0:11:32	移管するという趣旨のことを書きました。
0:11:35	これ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:37	読み上げさせていただきますと、
0:11:39	今後の人員構成等を考慮して、保安教育訓練に関する言葉、安全施設課を中心に実施することとし、もっと集約したということになります。
0:11:55	こちらが決心違うところは変更箇所は以上となります。
0:11:59	こちらの方は、都市保安規定の方の情報と照らし合わせたものになりまして、別紙2の方に
0:12:09	移管する業務等のイメージの方等、
0:12:14	論理として、視覚的にわかりやすいようにちょっと作成した、作成させていただいたものとなります。
0:12:19	こちらが、年記事公開等のところのNo.22に該当するところになろうかと思えます。
0:12:27	それぞれ検査か分析か、安全管理課、管理課の業務がそれぞれ名称も一部変更となりますけれども、その新しい組織名称の東海検査官、
0:12:40	東海分析か、安全施設課、管理課にそれぞれどういった業務が移管されるのかというところを、提供したものとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	安全施設課の方に移管する業務としましては、本体施設の維持保守の一部が移管することとなりまして、そのうちのひとつとしましては、巡視点検、
0:13:02	のところで固体廃棄施設の方がもっと安全施設か、ところで等を行うことと思います。
0:13:10	あとはその他、本体施設の、
0:13:13	施設定期自主検査、使用前検査というところも安全か、安全施設課の方に移管します。
0:13:19	あと運搬っていう観点では、二つ、うちの方で、
0:13:24	各施設から提出を受けた資料の磯、そちらは、一番上のところになります。核燃料物質等の使用等、
0:13:33	主な
0:13:36	うちの1のところ、核燃料物質の運搬というところ。
0:13:41	になります。そちらは従前通りんとW e n c h u a nかの方で行いますけれども、放射性－放射性固体廃棄物等の今まで発生から、あとは、
0:13:52	運搬まで分析課の方で行ってたんですけどもそちらの方も、安全施設課の方に移管しますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	本冊廃棄物の引き渡しの手続きと、あとはそれに関するケンパン
0:14:05	すべて安全施設課の方に監視するということになります。
0:14:10	あと下のところは管理課のところの、教育訓練、避難訓練、消火訓練と ころはちょっと先ほどお話をさせていただきましたけれども、こちらの安 全施設課の方に移管されますので、本当はそれで、
0:14:24	その旨を記載したものとなり、
0:14:30	めくっていただきまして9ページ目のところ、試算になりますけれど も、こちらの組織改正に伴って新設する本管理室長の職務、役割につい て、
0:14:41	役割等についてという形で、こちら7月20日の日に提出させていた だいたものとなりますけれども、その中で、
0:14:50	具体的な保安帽管理室長が行う業務、具体的には何をやるかっていうと ころと、あとはそれを今現在は誰が行っているかというところで、こち らの、
0:15:03	別紙3の赤枠の中の、
0:15:09	東海センターの保安に係る品質管理の実施というところ。
0:15:13	二つポツの方つけさせていただいてますけれども、そのところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:18	一つ目としまして各 10 社の品質管理活動の日常的な確認に関しては新設である。
0:15:25	その他品質管理活動に係る各種会議体の運営というところで、3 点ほど記載させていただいておりますけれどもセンター検討会議、
0:15:34	県或いは東海検査部長が実施しているものっていうところを、
0:15:39	番号の管理室長に関する、
0:15:41	同じく公安品質マネジメント施設の推進委員会と安全委員会についても、それぞれ今、別なものを行ってますけれども、これから新設する、保安帽管理室長の方に移管するということになります。
0:15:57	以上がトーカイセンターの方の変更点となります。
0:16:02	内野。
0:16:03	で、六ヶ所の方の変更内容の方を説明させていただければと思います。
0:16:16	6 ページの方説明させていただきます。先ほどの東海の事情につきまして、別紙 4 から 9 につきまして、6 ヶ所の説明資料とさせていただきます。
0:16:28	資料の構成といたしましては、東海センターと同様となりますので、設置施設としましては割愛させていただきます。別紙 4 につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:38	ひと月に伴いに関する職務の役割について記載しておりまして以前の説明から変更になった点といたしましては、赤字で記載されている点が、新たに検討いたしまして修正する点となっております。
0:16:53	職務の第6条につきましては、
0:16:56	分析課長につきましては核燃料物質等の使用という形で頭の方を新たに、
0:17:02	補正の方ですけど、
0:17:04	減る予定でございます。また核燃料物質の保管となっていたものにつきまして貯蔵といった形の売り言葉の方、
0:17:12	記載のほうを変更する予定でございます。
0:17:16	設備管理進め新設で行いまして追加の部分につきましては、以前のものですと、ここは、固体廃棄物の保管の方は抜けておりましたので、
0:17:26	新たに保管といった言葉の方、補正で追加する予定でございます。
0:17:33	ページをめくっていただきまして14ページ目に入らせていただきまして第33条第4項の床壁等の助成につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:43	コメントでございます。昨年度取扱主務者につきましては、検討いたしまして、こちらの方、元に戻すといえますか追記のほうを補正の方で行う予定でございます。
0:18:01	図をめくっていただきまして 19 ページ目。
0:18:05	緊急作業におけます作業等の選任要件及び被ばく管理等につきましては、
0:18:12	この後ですね、所要の見直しの際にご説明の方をいたしますが、保安防護室長の方、各課長に含めることとしましたので、
0:18:22	(10) に含まれますので、各活動という、法案広報管理室という言葉の方を削除するという形になります。
0:18:31	以上が別紙資料の内容についての後、変更点という形にさせていただきます。それで資料に入らせていただきまして実際に分析課長から、どのように、
0:18:42	業務が移管されたのかというものにつきまして別紙の 5 の方で説明いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:48	主要設備等に用います用いた核燃料物質等の使用につきましては、先ほど話した通り補正の生活になりますので、変更なしとさせていただきます。
0:18:58	核燃料物質等の保管につきましては、分析課の方で言葉の方からまして貯蔵という形になりまして、安全管理課の方で貯蔵に関わります。
0:19:09	扉の施錠につきましてだけ安全管理課に移行されるという形になり、
0:19:14	周辺監視区域内の核燃料物質等の運搬につきましては、周辺監視区域内の核燃料物質の運搬については、そのまま分析を行うこととなりまして、新たに設備課の方で検出される設備につきましては、
0:19:29	周辺 9 階管理区域内の核燃料物質に汚染されたもの、いわゆる固体廃棄物の運搬につきまして、
0:19:36	移管されるという形になります。
0:19:40	昨燃料部等の廃棄につきましては、各電力紙の廃棄の方は運用上非該当業務等で、今回記載の適正化として、議会の方はされてございません。
0:19:49	新設されます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:51	設備課の方につきましては、核燃料物質の汚染されたものとして、気体液体固体廃棄物の廃棄がございますので、こちらが設備課に移管される形となります。
0:20:02	また核燃料物載せたものとして、すいませんここ、気体液体が含まれておりますが、固体廃棄物の保管というものが、
0:20:12	日本全例に払い出すの間での位置情報がございますので、そちらの方が設備課の方に移管されるという形で今回明文化の方を予定しており、
0:20:22	周辺監視区域外の核燃料物質等の運搬につきましては、分析課が、
0:20:28	引き続き核燃料物質と運搬を行うという形になっており、
0:20:34	周辺監視区域外への核燃料物質に汚染されたものハウスの運搬につきましては、運用といたしましては当センターにおきましては日本原燃の方に、
0:20:44	各固体廃棄物の方払い出しを行っておりますので、周辺監視区域内という形になりますので、機械の方は非該当という形で、今回記載の適正化のほうでやらないことになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:56	続きまして使用設備等、放射線管理設備及び通信連絡設備の速度管理及び共用設備の管理につきましては、こちらはすべて設備課の方に移管するという形になってございます。
0:21:10	非常時の措置、につきましては6ヶ所、
0:21:13	分析課と設備課の方でそれぞれやり場役割の方を改造赤井という、
0:21:19	合同で行う形になってございまして、核燃料物質の使用停止については、
0:21:24	以前からの通り分析課が行いまして、原因究明と対応のことにつきましては設備課に関する形になってござい。
0:21:35	しまして22ページ目の方、入らせていただきまして今度は6ヶ所検査部長の業務の移管についてご説明をさせていただき、
0:21:43	核燃料物の受け渡し確認承認行為につきましては、
0:21:49	所長に移管されるという形になってございます。
0:21:53	現在の部長につきましては確認という形にございまして確認。
0:21:57	出たら所長に報告するといった形になって、
0:22:01	核燃料物質等の運搬につきましても、同様の変更になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	緊急立入制限区域の実施につきましては、所長にすべて移管されるという形。
0:22:14	研究作業の作成につきましても、新たに新設される設備課に移管される形となっている。
0:22:20	床壁の助成につきましても所長に移管される形になりまして、
0:22:25	校正作業分析狩野からの、
0:22:28	報告につきましては、所長の承認という形になりまして、分析からの報告につきましては、確認という形の方に移管されてる内容となっております。
0:22:41	別紙 6 につきましては、東海と同様の、
0:22:47	御説明となりますので、
0:22:52	オンラインで、
0:22:54	一つの変更ポイントとしましては、マネジメントシステムのところで、個別業務の実施を保安帽管理室長が行うこととしましたので、
0:23:07	この青い点線枠ですねこれを拡張しまして保安帽管理室長も、個別業務を行うという形に変更してございます。
0:23:20	以上が六ヶ所からの説明とさせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:38	原則洗車ですじゃあ、残り二つは、
0:23:42	この資料は特にあれですかね、特段説明する点は、
0:23:49	ないってということなんですか。
0:23:52	所要の見直しに関連する資料。
0:23:56	はい。それでは所要の見直しに関わる場所の説明書につきましては、 指摘事項のところで項目として挙げていただいたものの箇所。
0:24:06	だけをちょっとかいつまんで説明させていただければと思いますがよろ しいでしょうか。はい、局長山下じゃお願いします。
0:24:15	はい。では当会の方から、また先に説明させていただきます。指摘事項 回答の一覧と合わせてご覧いただければと思います。
0:24:26	ナンバー1、質問、指摘事項のナンバー1のところ、
0:24:31	の回答につきましては、こちら本部の方にも記載をさせていただいてい るというのと、7月20日時の面談の際に向こうとでちょっとお話をさせ ていただいたんですけども、
0:24:42	そちら側の資料説明書の方ではページ1ページの中ほどご覧いただけれ ばと思うんですけども、第三条第1項の第2号のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:52	のところについてのコメントとなります。そちらにつきましては、火、右側のところ、変更理由、意図欄のところの丸の一つ目のところに記載をさせていただいております。
0:25:05	こちらの方も、運用上の問題とかではなく、記載の適正化等の範囲、範疇だと考えております。
0:25:13	でもちょっと指摘事項の方に戻りまして、鳥栖ナンバー3のところ、今回分析課長の職務についてというところの記載につきましては、
0:25:24	ページ2 ページ目のところの、第六条第1項の第6号のところ、
0:25:31	2、負債の部をさせていただいております。その変更理由リトライにつきましては、こちらの回答の一覧の方にも記載させていただいておりますけれども、
0:25:41	こちらも表現上の変更で、運用上の変更はない旨を、どっかにも記載の方させていただいております。
0:25:49	同じく指摘事項回答の方のナンバー4につきましても同様で、サッカー、
0:25:56	検査課長の職務についての記載の趣旨とかにつきましては、鷹野職務、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:04	あとは田尾の塩見田子の記載との整合を図るための表面、表現上だけの変更であって運用上の変更はない旨を正とした。
0:26:13	回答の一覧表の方にも、あとこちらの説明書の方にも、明記の方をさせていただきます。
0:26:20	はい。あとスペック事項の方、ナンバー5のところも、一次管理区域に係る記載についてなりますけれども、こちらの
0:26:31	同じくページ3 ページ目のところで、一時管理区域とまた28条のところに、立入制限区域とありますけれども、こちらにつきましても同様に、
0:26:41	二つともに、所長が制定するっていうことに変更したということと、あと、こちらも運用上の変更主体はないものとなり、承認プロセスにも変更がないものとなりますということで、こちらのところ、
0:26:57	こちらの一覧の方と、あと説明書の方にも明記をさせていただきます。
0:27:03	こちらの方も、2 ページ目にありますけれども、ナンバー8のところ、施設定期自主検査の結果及び検査において見つかった異常に対する、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:14	装置の報告フローの変更の趣旨を説明することということで、こちらの内容につきましても、P R Aの説明書の方で8ページの4ページ目の方になりまして、情報としましては第42条の、
0:27:28	第3項の方に社員の方させていただいておりますけれども、
0:27:32	こちらの方も、
0:27:34	N、
0:27:36	施設定期自主検査の実施者を変更したことに伴いまして実際に使用して通知する必要があるということから、独自を変更したものですということで、その旨を記載しております。
0:27:49	次のナンバー9の
0:27:52	放射線業務従事者のうちその他の業務に従事する者と、その
0:27:57	業務に従事する者はそれぞれどのような者を移動しているのか。
0:28:02	既存の区分と比較して、変更の趣旨を説明することということ。
0:28:07	こちらにつきましても回答欄にも記載して記載させていただきたくておりますけれども、その他に挙げさせていただき、説明書の方の8ページ目のところの別表のところ、
0:28:20	それと同様の指針の方を記載しております。はい。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:27	また一覧の方のナンバー10のところ、保障措置分析と施錠箇所について、実際の健康場所変更となるのか、また許可との整合性がとれているのかというところの質問。
0:28:40	につきましては、こちらの一覧の回答の、
0:28:44	と同様の記載にはなりますけれども、説明書のページの10ページ目、
0:28:53	ええと別表17のところ、上から三つ目の、
0:28:58	丸印以降の記載となりますけれども、
0:29:02	どういう趣旨で変えるのかというところを記載をさせていただいております。
0:29:07	こちらの方の、
0:29:09	項目としましては巡視点検、
0:29:13	いうことで定めてはいるものになるんですけども、こちらは私どもの方の保安規定の第32条第1項のところに、
0:29:21	管理請求の1の土地売り防止、
0:29:25	を担保するために設けたものでありまして、施設の維持管理という観点から、
0:29:32	とはちょっと若干異なるものとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:38	あと問い合わせいただいた指摘内容のそれぞれの使用許可変更申請書への影響の部分につきましては、改めて確認しましたけれども、本変更による使用許可申請書、
0:29:50	東レの羽根と、そういったものはないということは確認しております。
0:29:55	以上がトーカイの方からの説明となります。
0:30:02	続けて、サポートセンターからご説明の方を差し上げたいと思います。
0:30:08	所要の見直しと、今回指摘事項がありましたものにつきましてはすべてが所要の見直しでございませので6ヶ所につきましてはまず、所要の見直しの補足のほうから、
0:30:19	説明をしたいと存じたいと思います。
0:30:22	資料等ございましては、六ヶ所ちょうどセンター核燃料物質使用施設保安規定新旧対照の後に、括弧で、
0:30:31	所要の見直しの補足説明版というものが、資料となっております。
0:30:36	第3条につきましては、ご指摘の事項のところで回答いたしました通りでございまして、任期付職員と専門家、
0:30:47	契約職員、役職員についてそれぞれ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:50	運営が違うため統一を図ったという形になってございます。本来の 2 ページから以降のところにつきましては、まず原因の確保のうち、第 15 条の第 2 項と、
0:31:03	第 4 項に記載されております、及び、点検ということにつきましては、こちらにつきましては、定期的な点検、いわゆる年次点検等を、製造メーカー等の有技能者の方が実際点検を、
0:31:16	センターとしては行わしております。
0:31:19	その際ですね保安規定を逸脱するという解釈を受ける誤解があるために、及び点検という形の方、追記
0:31:27	しております。
0:31:29	続きまして第 45 条につきましては、第 2 項の中の、第 20 条第 1 項に従い通報の出動とその後の対応は、第 20 条第 2 項から第 6 項に、
0:31:42	ただで行うという形ですべて、20 条にも、従う旨の方、地域でございませぬ。こちらにつきましては、他の条文との整合を図りまして、24 条に従うという旨の方を追記しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:56	第 20 条の通報こちら連絡系統につきましては、理事文書でございます 非常事態措置要領にて定めておりまして、発見者からの第一報は交替勤務者が受け、
0:32:07	異常対応に応じて、所管課長、鶴安全管理課長設備活動、分析課長といったところに通報することに、
0:32:15	通報することとしておりますので、
0:32:17	言葉の方だけ変更しておりまして、実際には運用上の変更はございません。
0:32:22	またそれに合わせまして第 3 項でございます。分析課長が、各年度取り扱いますべて及び安全管理課長に報告するといったものを削除の方、
0:32:32	でございます。
0:32:35	和田委員、現行の第 4 項につきましては、直ちに、
0:32:41	20 条第 1 項に従い地方する戻しという言葉の方を追記しております。こちらの理由といたしましては先ほど話しました通り、24 条に一元化するという形の方で追記してございます。
0:32:55	第 47 条、47 条につきましても第 3 項につきましても同様に、24 条の記載のほうに、統一化を行っている形となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:07	こちらから、別代、
0:33:10	2-1 から、
0:33:12	2-3 につきましては所要の見直しという形になりまして本件第 25 条の 本文と整合を図りまして、汚染の恐れが、
0:33:22	ない区域ある区域という形のものにつきまして汚染の恐れ、
0:33:26	ないべきある区域といった言葉の方に変更の方でございます。
0:33:31	456 ページにつきましては、同様となっております。
0:33:36	7 ページ目に入らせていただきまして、日本原電、あ、すいませんちゅ
0:33:41	別図 3 の周辺監視区域につきましては、こちらの変更につきましては日 本原電と保安規定との整合を図りまして、耐震盤の図面に見直してござ います。
0:33:51	周辺監視区域の境界自体には、変更はございません。
0:33:57	続きまして 8 ページ目の方入らせていただきまして、職員等に対する保 安教育の実施方針につきましては、核燃料物質の使用の業務、
0:34:08	から、核燃料物の使用等の業務に従事する者に変更してございます。こ ちらにつきましては現行の教育対象につきましては、分析課のみでござ いましたが、新設した設備課も教育対象とするため、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:21	使用から使用等という言葉の方に変更してございます。実際の運用上の変更。
0:34:26	については、こちらもございません。
0:34:30	最後に、伝票第6年間予定表につきましては、(3)の濃縮ウランにつきまして濃縮度20%以上95%未満といった形に、
0:34:41	変更してございます。こちらにつきましては使用許可との整合を図るため、濃縮度の95%未満を追加した形になってございます。
0:34:50	所要の見直しについては、ご説明は以上となります。
0:34:55	続きまして、ご指摘の事項について回答の方に入らせていただきます。
0:35:02	共通添付いたしましては、
0:35:07	ナンバー2につきましては、
0:35:12	ご説明の方をいたしました、
0:35:18	ここでちょっと等でお話した通りになるところでございますが、変更点といたしましては、各課長に、保安部を管理市長を含めるか含めないといった件につきましては、検定の結果、
0:35:32	保安帽管理室長の方を含めるという形の方に、法律に記載することになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:38	こちらにつきましては補正申請の方で実施する予定でございます。
0:35:44	へえ。
0:35:45	三浦です。11 ページ、先ほどの話と続ご一緒になってしまうんですが、 No.11 につきましても、
0:35:55	柿木課長に含めるご存じを説明することという形になってございましたが、
0:36:01	規律マネジメントイベント上の職務として一つ活動を実施することから 保安防護室長各課長に含める記載に変更する補正申請を行うといった形 になってございます。
0:36:11	12 ページ目、ナンバー12 につきましては、分析課長の職務について核 燃料物質等から、核燃物質に変更となっているがどのような趣旨のよう な先行型が説明することという、
0:36:23	二つにつきましては、こちらにつきましても、6 月センター内で検討い たしまして、
0:36:36	使用施設を用いました核燃料物質等の使用といった言葉の方の頭の方も 入った形に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:42	させていただきます。また核燃料物質の貯蔵、運搬といった形で、補正の方を行う予定でございます。
0:36:50	またこれにあわせて、
0:36:54	異常時の定義、
0:36:55	等につきましても、同様に核燃料物質等々、核燃料物質の使い分けの方が、
0:37:03	行う予定でございますので合わせて補正の方を行う形となっております。
0:37:08	13番目のNo.13につきましては先ほど所要の見直しの際に説明しましたので割愛させていただきます。
0:37:16	負圧等の維持、14の9月等の位置につきましては、設備課長は通常条件を1冊に次ぐ気づくのかといったものに加えましては、
0:37:26	通常操作条件を確認する行為としては、設備課が行う日常巡視分析か分析した時に負圧を確認する行為のほかに、24時間体制で行っております交替勤務者が負圧を維持する。
0:37:39	常時監視するってことがあります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:42	それぞれのケースで発見した場合はすべて設備課に連絡するという形になっております。
0:37:48	こちらにつきましては職員の変更がございますが、運用上の変更はないものとなっております。
0:37:53	また同じく 14 番、
0:37:55	ご質問のほぼ第 3 項につきましては、0 なケースでございますが、放射線管理設備の操作により、通常操作条件をいたさせます恐れがございます。
0:38:06	適用条件、適用条件を行うことを想定することになります。その場合につきましてもすべて設備課が計画し、安全管理課長が適用除外について確認するといったことについては、
0:38:18	変更ございません。
0:38:20	質問の 15 番目につきましては、
0:38:24	別途定める通報連絡につきましてというところにつきまして先ほど所要の見直し、
0:38:29	ご説明した通りでございますが非常事態措置要領にて、
0:38:34	通報連絡を定めているという形となりますので後は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:37	割愛させていただきます。
0:38:44	ナンバー16 につきましては警報装置の管理及び異常時の措置について対応事象発生時に、設備課長の判断を挟むことにより、現行の対応により対処が遅れてしまうんじゃないかという形につきましては、
0:38:58	先ほど 15 で示す体制で各事象を対応することから、職員の変更ありますが、運用上の変更なく対処をすることはないという形になります。
0:39:08	17 ページ、17 番につきましても、
0:39:13	床、壁の助成について報告先が変更なる理由を詳細に説明することという形につきましては、
0:39:20	床壁等の助成について通常と異なる作業を行う場合には、報告するものが検査部長または町長となっているため、通常と異なる作業を行った場合には、報告書、
0:39:31	ちょっと統一したといった形になってございます。
0:39:34	昨年の取扱事務者の報告は異常時の採用の一環として全体に報告確認を行うことです。そして、不要とし、現行では考えておったんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:45	以前の保安規定と報告を同様と考えるために、補正申請で各年度取り扱い鷺見さんにつきましては、追加という形の方に予定して考えてございます。
0:39:57	No.18 につきましては、核燃料物質の受け渡し管理、周辺監視区域内に係る運搬について、承認報告先が変更となる理由を詳細に説明すること。
0:40:08	につきましては自治体制自体には変更はございません。
0:40:11	現行では核燃料物質の受渡し管理周辺監視区域内に係る運搬の承認、報告が部長となっており、今回の組織改正にあわせて、他の条文と整合を図りまして、
0:40:23	所長に統一したという形になってございます。なお現行では所長の方は、関与していないという形になってございます。
0:40:31	No.19 周辺監視区域外における、コール運搬について組織改正において部長、
0:40:37	及びその下の分析者が汚染物を運行しなくなるため、核燃料物質等を核燃料物に変更したと思われるが、部長以外行政物の周辺監視区域、
0:40:47	外に出すものはないのかといった質問につきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:50	部長以外に周辺監視区域外に核燃料物質運搬を計画するものは実際ございません。放射性廃棄物の運搬に関しましては、日本原燃の再処理構内、
0:41:03	いわゆる六ヶ所通りセンターの周辺区域内であることから所、当該条文の対象とならないことから、
0:41:10	ないっていう形になります。
0:41:13	20番目の周辺監視区域につきましては所要の見直しの方でご説明いたしましたので、割愛させていただきます。
0:41:22	以上が6ヶ所の説明とさせていただきます。
0:41:32	原子炉規制庁になります。ご説明ありがとうございました。
0:41:35	それではご説明いただいた点について、何点か確認をさせていただければと思います。
0:41:41	まずはちょっと後から言って恐縮なんですけど、括弧Aと6ヶ所センターの方。
0:41:47	方からちょっと、
0:41:49	所要の見直しの方からまず確認したいんですけども。
0:41:52	その所要の見直しの補足説明版の資料の2ページ目にあった45条、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:00	の変更理由、変更伊藤のところなんですけど、
0:42:04	異常事象に応じて所属課長に通報するってなってますけれども、この種 所管課長か所管課長に報告する通報するっていうわけなんですけどその通報 先に、
0:42:16	設備課長は全部含まれるってことですかね。まあ 20 条、
0:42:21	1 項は、
0:42:25	別途定める通信連絡に応じて通報するってなって 2 項、いきなりその前 項の通報を受けた設備課長がってなってて、
0:42:33	設備課長で全部受けるのかなと思ったんですけど。
0:42:38	ご説明の方をいたします。
0:42:41	すべて設備課長に連絡する形となっていてございまして、45 条につきまして は気体の放射性廃棄物の廃棄が窪田の警報という形になりますので、
0:42:53	一方といたしましては安全管理課長に連絡が来ました安全管理課長から 次に設備課長といった流れになってございます。
0:43:03	原則制じゃないですそれはだから変更前で言うと創設が課長だったとか 分析課長だったのでそこについて結局変わりはないと、そういう説明 で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:12	はい、問題ございません。継続成長いたしました。
0:43:16	続きまして、
0:43:33	回答一覧表の方で説明があったところなんですけど、
0:43:39	品質マネジメントシステム、の、ごめんなさい、ところの条文で受ナン バー11の回答であるに今回、新設室長。
0:43:48	副課長に入れるということで
0:43:52	ご説明いただいた補正で入れるというふうにご説明いただいたんです。 これはだから、結局、
0:43:57	品質マネジメント上の職務を実施するのでQMSとして載付けると、そ れは簡単に言うとその等々書いと同一ような体制システムに、
0:44:08	なると、そういうふうに理解してますけどそれはそういう理解でよろし いですか。
0:44:13	はい。その理解で問題ございません。
0:44:16	お伺いいたしました。原子力規制庁、あとは変更するのはいいんですけど、 各課長っていうのは他のところにも多分定義と定義されたと出てく ると思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	そういうところがないのかとかそういうのは、ちょっと最後、確認いただければなと。
0:44:33	思います。その辺はもう確認されてはいるんでしょうか。
0:44:37	はい。
0:44:38	四条だ。
0:44:39	はい。その閉んは、
0:44:42	副社長につきましては、確認いたしまして 54 条の 2 につきましてはちょっとそごが生じたので、
0:44:50	これに合わせまして、補正の方を行う形で検討してございます。
0:44:55	原子力制じゃないです承知いたしました。
0:45:01	その他各課長が何をするっていう例えば N R の
0:45:05	今回追加する N R のところで何か
0:45:09	例えばですあれですけど、各課長が判断されたものを、
0:45:15	所要の管理するっていうような情報がある。ありますけどそれは一応含まれちゃいますけど、ほぼから規定といたしますか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:24	その室長がみずからそんな管理をすることもないので、そこは別に含まれても問題はないとそそういうそこ他の条文にも多分書く課長っていうのがいろいろあると思うんですけどそういう意味で、
0:45:35	よろしいですか。
0:45:37	はい。
0:45:38	そのような意味で問題ございません。原子炉規制庁、谷津庄司としていただきました。
0:45:44	阿藤はちょっとこれはちょっと私の理解のために教えて欲しいんですけど今回、所長、
0:45:50	新居、
0:45:51	承認先とか報告先を、
0:45:55	変更してるところが何点かあるんですけど、
0:46:00	これはあれですかねその資料、組織改正後の資料、
0:46:05	別紙 5 を見た方が
0:46:10	これ、受け渡し確認とか、周辺監視区域内の運搬とかの承認が所長になってるっていうのは、
0:46:21	これ、他のやつに合わせましたとそういうことなんですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:28	条文に合わせましたとかそういうことが、
0:46:34	湯。
0:46:36	受け渡し等につきましては、健康部長のみが承認活動を行いまして、分析課が実施するものをやっていたんですが、
0:46:46	これについて保安院の強化という形で所長の方に承認というものを追記、追加してございます。
0:46:53	またほかの点につきましては、
0:46:57	設備課が行うものにつきましては分析の上に立っておりました部長が承認するという形でおかしいので、すべて省庁に統一していくっていう形で、
0:47:08	所長に変更した点につきましては2点の理由について、変更してございます。
0:47:13	学生シャー、山部です。
0:47:15	なるほどな。なので、今後は、
0:47:20	すべての業務っていうかねに関して、所長が承認するってことで、関与するといった形に修正してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:30	これ、これまではだから、部長の下の分析がやってる業務は部長の承認 でやられてたんですけどそれをちゃんと所長まで上げますと、
0:47:40	そういうことで、
0:47:42	もう一つは諸組織の見直しによって、分析が業務を外に、部の外に出る のでそれはもうもちろん部長じゃなくて、所長ですよねってことで所長 になってると、そういう2点。
0:47:53	有害になってございます。
0:47:55	なるほどわかりました。
0:47:58	今、別紙5組織改正の分、賃金の表を見てるんですけど、その
0:48:04	中でいうと、
0:48:09	受け渡し確認の方は、
0:48:11	どっちなんでしょう、どっちの2の方になるんですか。これが、
0:48:22	どんどん、
0:48:25	の石原氏確認につきましては
0:48:28	分析課長の業務のままでございますので、部長の確認といった行為、部 長の承認となるといったものにつきましては所長の承認という形の方に 変更といいますか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:41	追加されてる形になってございますが、なるほど原子力規制庁がショートします。あれだから、分析からやるやつも全部所長も見ますよっていうそういうそういうことですね。はい。
0:48:51	でございます。なので、理解としてはここはちょっとあれかな。あれかもしれないですけど、
0:49:00	普通に他の課長がやってた業務は所長が承認されてたわけですよねこれまで、
0:49:06	和崎からやってたやつだけ部長が承認してた。
0:49:09	それでもそうか、その分析かしかやらない業務が、
0:49:15	立っています。
0:49:16	ただ統一したというよりも、組織改正によって部の外に出たものはもちろん小所長、所長の日高所長が承認するし、
0:49:26	部の中にまとまるやつも、
0:49:29	強化のために、所長まで上げると。
0:49:33	ということで結局すべての業務に関して所長まで上げるということに今と統一しましたっていうそういうイメージになるんですかね。
0:49:41	いつほどでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	わかりました。
0:49:46	お伺いしました。
0:49:48	なので逆に言うとその分の外に出るから、報告者なり、承認者が所長になるっていうのはいわゆる
0:49:55	分析課の業務移管に伴って変更したものであって、それ以外のもの、さつき今言った先ほど近くにみたいなようなやつは、
0:50:05	業務の所掌は変更ないけども、また他の条文というか、他の課がやるよ うなことに合わせてこれも全部無理でしょう
0:50:13	所長に上げますよという変更を、
0:50:16	まだ合わせてやるっていうそういうことですか。組織改正と合わせてそ ういうような適正化みたいなこともやるっていうイメージでよろしいで すか。
0:50:24	はい。
0:50:25	はい。
0:50:26	ちょっとごめん。理由があんまりよくわからなかったので組織体制はそ の分析課の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:32	業務を減らしていくっていう形でその減らした分析から剥がしたやつを 所長ですっていうのはわかったんですけど、分析カーに残るやつ、
0:50:42	報告先なり承認的に変わるっていうのはちょっとよくわからない。それ はあれですが、体制を
0:50:49	強化ってことですかね。
0:50:53	はい、おっしゃる通りです。ございません。
0:50:57	管理体制の強化ということで変更をしているっていう、そういうことで す。
0:51:02	わかり、
0:51:07	はい。
0:51:20	はい、じゃあ、次は、10日。
0:51:24	場合の方は補正は今説明で補正がないという、そういうことで、
0:51:32	はい今現状では、予定の方はしておりません。
0:51:37	はい。
0:51:41	全域になってるのは説明の中であった。
0:51:46	あれですねその点検巡視点検項目の変更。
0:51:51	説明のところで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	これは今能勢さん 12 条 1 項、
0:51:57	2 定める。
0:51:58	内容の変更、いわゆるだから管理区域の、
0:52:02	措置関連の変更だと。
0:52:06	いうご説明があるんですけど、
0:52:14	32 条、そうですね、管理区域の出入り管理に関する変更内容だという話 なんですけども、今回実際変更するこの別表 17 っていうのは、
0:52:25	もうちょっと後の 41。
0:52:27	一条の 6。
0:52:30	2 から引っ張ってきてる項目であってこの 41 条の 6 の巡視点検っていう のは、施設管理実施計画、
0:52:39	の中で定めている、その (3) の中にその中央施設等の常時監視、主要 施設等の遵守に関することっていうのがあってそれに関して定めている ものだと思ってまして。
0:52:49	まずその点はそれ、そういう理解でいいですかね。
0:52:55	はい。
0:52:56	はい。間違いございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:59	となると、
0:53:01	施設管理の、
0:53:03	中で、説明の中ではその施設の維持管理のためにやってるってわけじゃないって話はあったんですけど施設管理、
0:53:10	いわゆるその広告施設管理をするための実施計画の中で、遵守調節とJ Cをしましょうということで項目について定めているんですけども、
0:53:22	その項目が変更になるという説明をするという内容なんだとすれば保安 規定、
0:53:31	審査基準の方も施設関係に関する審査基準がございまして、それーとの 適合性ですかね、その審査基準と回って合ってるっていうようなこと は、
0:53:42	は、7月20日の前回の面談の説明でその審査基準との適用性っていう部 分で説明はあったと思うんですけども、その中の今の項目についてはそ の施設管理に関する
0:53:54	審査基準との適合性を説明されてなかったと思いますので、その審査基 準と、
0:54:00	それに関連する概要。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:02	との
0:54:04	比較をしていただいて適合してるというところを、
0:54:09	次回ご説明いただければなと思ってますけれども。
0:54:12	いかがでしょうか。
0:54:19	はい。東海センターの吉田ですけれども。はい。それは以前、20日の日に提出させていただきました審査基準と保安規定の改正の対比表の方を、
0:54:30	修正の方させていただきました、そこの施設管理のところに、
0:54:35	記憶があります。保安ガイドの方の該当の情報の方を引用しても、引用して、本当そこの部分のみを作成するという形でよろしいでしょうか。
0:54:48	現職者ですはい。そうですね。今回の変更が基準とどうなってるのかわかるのかわかれば、いいです。はい。
0:54:58	はい。ありがとうございますそれはそちら。
0:55:01	保安規定の審査環境と衛藤保安ガイド。
0:55:05	とのその適切性というところでの抜粋の資料になりますけれども作成させていただきます。
0:55:13	はい。作成者安井承知いたしましたよろしく申し上げます

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:16	あとは、
0:55:17	これもちょっと理由を今回いろいろ追加していただいたんですけど、
0:55:29	今回は改正する理由、組織改正に係る資料の方、2ポツの、
0:55:37	(4) 実施者等の見直してというのがあるんですけど、
0:55:41	この実施者等の見直してというのは、
0:55:44	結局、
0:55:47	な、何、どういう理由でやるんでしょうかっていう
0:55:52	(1) の組織改正とはまた別なんですよね。
0:55:56	①は、もしかしたらその、その中に、
0:56:00	ほぼ近い話なのかもしれないですけど、
0:56:05	はい。具体的には、例えば東海の方でいきますと、1時管理区域の設定 とかっていうところまで分析課長。
0:56:14	だけが、
0:56:16	義務、
0:56:17	設置することができて、それに伴います措置っていうのもすべて分析課 長だったんですけども、それが今回、各課長という形で範囲広げており ますので、実施者等が拡大されているということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:30	その他に、例えば、世界中に伴って、報告者と、
0:56:36	あと承認ルートとかも一部変更してありますので、そういったもので、
0:56:41	適用となる者が増えているということで記載の方させていただいております。
0:56:46	以上となります。はい。そこは先ほどの東北六ヶ所憔悴センターさんともお話をさせていただいたところで多分部の外に出るとか出ないとかそういう話。
0:56:58	業務移管によって分析かじゃないかで担当することに、
0:57:04	なるというか、担当する担当させることによって、部長じゃなくて所長にしたいとかそういうイメージですよ。変更内容として、
0:57:14	そうじゃないですよ。
0:57:23	はい。その通りでございます。
0:57:26	はい。減速性腸炎、まあまあでもともとあれですかね、1時管理区域自体がもともと所長賞になったの入れ替えただけと実施者をふやしちゃっただけが、
0:57:36	各分析課長じゃなくて各課長にしたって、
0:57:42	そうです。それは、いわゆるその分析カーの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:47	業務移管に伴って所管課が、だから増え、増えたからってということですよね。
0:57:56	だから、その固体施設の一時管理区域がもちろんその安全施設課がやるんでしょし、
0:58:02	そういうイメージです。
0:58:04	意味としては、各課の業務所掌に応じて、加来が責任を持って設置するということになります。なので、この(4)の①の変更はどちらかという
0:58:16	その方が、(1)の分析箇所、業務所掌の見直しによって派生として、
0:58:22	出てきたっていうものなのかなと思ってて、
0:58:25	丸さんは丸さんの管理課長の
0:58:30	業務の移管は先ほど説明があったように保安教育訓練、
0:58:37	の業務を安全施設課長に今後一元化というか集約化しますというような理解したんですけど。
0:58:43	これ②の理由だけちょっとよくわかんなくて、これは、
0:58:48	何で部長から今野部長から、検査部長から、
0:58:52	安全施設課長に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:53	大丈夫でしょう、これはいいタイミングというかもともとこうしようと思ってて、意見をしっかりとやるからついでに直すとかそういう意味じゃ、何か理由があったんですか。
0:59:05	用地買収確認します。
0:59:22	岡井御所センターですけれども、今の場所のところは、何ページ目にありますでしょうか。今は、
0:59:31	具体的に見てる資料としては今日説明があったその組織改正に係る変更内容等についてっていう
0:59:39	分厚目が、何ですかね、資料。
0:59:42	の表紙の2ページ目ですね、2ページ目の、
0:59:49	だから、先ほど組織管理に係る変更内容等についてという資料の2ポツの(1)と実践保証センターの
0:59:59	(4)、
1:00:00	の②は、
1:00:02	具体的に言うと第6条、60条の2、緊急作業計画の作成者を部長から安全施設課長に変えたというところの理由がまだ入ってる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:15	はい。東海地震装置センターですけれども、こちらの方は、実際にその緊急時対応とか、現場の方を熟知しているものっていうところは安全施設課長になりますので、
1:00:27	より
1:00:29	抜けなくその研究作業計画を策定する上では、県、
1:00:33	東海検査部長よりは安全施設課長の方は適切であろうという判断から、こちらの方は変更しております。
1:00:40	はい。継続性じゃあす。
1:00:43	となると、
1:00:46	(1)、1 ページ前の分析の業務所掌の見直し。
1:00:51	とはちょっと関連はないっていう意味なんですかね。
1:00:56	はい。藤弁護士の関田ですけれども、こちら両括弧 1 とはまたちょっとこことしては異なるものとなります。
1:01:04	シェア異なってどうせという今回大きく組織変えるんで一緒に合わせて、そういうもともと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:15	こっちの設備課長の方がいいんじゃないかというものがあつたのでそつちの方に変えると、そういうイメージなんですけど、(1) 両括弧1の組織改正に合わせて変えていくっていうイメージ。
1:01:31	はい、東海保障措置センターですけれども、その通りでございます。
1:01:35	帯ました。
1:01:37	で、
1:01:38	もともと検査部長ってことは、分析課とかが関わってたからっていうわけではないんですかね、あの分析検査部長はやってて分析があまり変わってなかったですかね、この緊急業務作業計画。
1:01:52	今までの実態としては、作成するってことは、実はこちら発生したことはないんですけれども、次、
1:02:01	実際に策定するとなりますと、当然ながら譴責かっていうところが現場を持ってましたので、分析か、もしくは後はそれを管理している安全、
1:02:11	管理課が適切であったと考えております。
1:02:15	その分析カーの方の
1:02:18	上位に立つ職員としましてトーカイ検査部長がありましたので、東海減算の一目ことで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:26	現場行っておりました。
1:02:28	それをより実効性のある
1:02:31	改善に変更するというので、こちらの方は、今回の
1:02:36	変更に合わせて、当会検査部長から安全施設課長の方に移管する ということになります。
1:02:43	はい、学生さんです。
1:02:47	なるほど。それは、
1:02:52	どちらかという放射線管理の観点からとということ。
1:02:57	研究作業系。
1:03:04	もともとだからその放射線管理を一定に安全管理課がやってて
1:03:09	引き続き安全施設課がやるのでこういう緊急時の作業計画を立てるには そういう放射線管理とか、
1:03:17	こうやっているような者がやった方が
1:03:21	一番いいんじゃないかということで今回そういうふうに変更するってそ ういうことですか。
1:03:28	はい。その通りでございます。
1:03:31	やる人が施設課長を麻生になったっていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:36	わかりました。
1:03:37	これは、
1:03:40	そうですね、わかりました。
1:03:44	で、
1:03:47	はい。
1:03:50	あとは、
1:04:12	こちらからは、
1:04:15	OK以上でして、
1:04:25	その場は、こちらが一応、やはり、
1:04:37	少々、すいません。
1:04:59	ごめんなさい
1:05:01	原則じゃないですけど、もう1回ちょっと6ヶ所に戻っちゃうんですけどさっき何回かけさせていただいた
1:05:07	実施者が分析かで変わらずに、分析をやるにもかかわらず所長に承認なり報告が変わるっていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:18	体制、組織改正を皆青に合わせてついでにここも書いておこうと、他のところが所長の承認変化の分の外に出る業務が今まで部長の承認から所長の承認に変わると。
1:05:33	ということなのでそれに合わせてそのままな分析から
1:05:38	なりその分の中に残る業務も合わせて所長にやる、所長の承認変更するっていうイメージでよろしいですねすいません、1回聞いたかもしれないですけど。
1:05:48	はい。その通りでございます。はい。で、
1:05:52	緊急作業計画。
1:05:55	の移管はこれ、何でなんでしょう、緊急作業一般は。
1:06:02	同じ理由なんですねさっきの東海。
1:06:07	固定につきましては、緊急作業を実際に行いますのは分析からでございましたので、現行のものにつきましては部長となっておりますが、
1:06:19	今回の業務移管に伴いまして、実際に部長が作成することは、
1:06:24	やめまして、設備課長。
1:06:26	の方が、実際に、
1:06:29	策定するという形になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:32	それに伴いまして部長につきましては、新たに確認といったところは協議といったところに、付け加えている形になってございます。なるほどこれはだから普通に業務移管ということで部の外に出します。
1:06:49	わかりました。はい。
1:06:53	じゃあ、まあ、そんな。
1:07:00	となるとこれは、
1:07:06	さっきの主組織改正に係る資料の変更の理由から言うと、
1:07:13	確かに係る資料の2ポツの変更の概要の中で、両括弧2の国会保障措置センターの
1:07:20	理由でいうと、
1:07:24	主要緊急作業計画のところは、
1:07:30	本、
1:07:31	これは、
1:07:34	緊急作業は、両括弧4の③番。
1:07:37	両括弧4の③番になってるけれども、
1:07:44	今の話を分析場の業務、
1:07:49	というわけではないですか、分析の業務を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:52	見直すまで両括弧1の兼ね合いでいうとそれではあんまり。
1:07:56	変わらないかな。
1:07:58	それから、別途、部長の業務って意味じゃ、M o o r eの規定もそうな ってますし、
1:08:05	弁当分布長の業務という形になってございます。
1:08:09	川島部長、その中で業務所掌の見直し、もっと具体的に言うと分析課長 の業務、設備課長に分けるという業務と他に、あわせて、こういう業 務、
1:08:22	の変更もしたりというそういうことで、
1:08:26	この通りでございます。
1:08:28	実際、現場ワーカー
1:08:33	の点検とかをするのが分析から、設備課長になったんでより良い
1:08:38	日等ができた、今回の組織改正によってより良い
1:08:45	職員ができたのでそこどっちの方にマイク移管しますと、そういうイメ ージ。
1:08:51	はい。
1:08:52	わかりました。となると

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:57	組織改正についてちょっとまとめさせていただくと。
1:09:01	公開保証センターだからここに書いてあるように、分析看護所掌見直し、
1:09:07	と。
1:09:08	まだ室長の追加とやっぱ実施者等の見直しってあるので、1個変更が入って、
1:09:16	くるってということなんですよねそれがいわゆる
1:09:21	さっきの説明があった研究主査作業計画。
1:09:26	の、
1:09:28	緊急緊急作業計画のやつと後の管理課。
1:09:33	野間訓練。
1:09:35	いかんということになってくる。
1:09:37	そういう感じですかねあとは簡単な職員名がへ見直しというのがある。
1:09:43	6ヶ所の方で言うと分析カーを、
1:09:47	二つ、二つにというか設備課を作って分析から一部を
1:09:53	設備課に入れます。
1:09:55	マネー紹介って室長を入れてその他にさっき部長の業務を一つ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:01	設備課に入れてあとは
1:10:04	保安活動の強化ということで承認報告先を所長に入れると。
1:10:09	変更があるということなんですかね。はい。
1:10:14	わかりました。感じでいいですかね。全体的な組織改正の、ちょっと組織改正でいろいろなところが変わるんでちょっと今、私の中で頭の中で整理させていただいたんですけど、
1:10:26	まだ何か違ったら教えていただければ助かります。
1:10:30	うん。
1:10:32	はい。藤会長センターですけども、今の外山さんからお話された内容で、普段ないかと思っております。
1:10:44	6ヶ所センターです。ヨシダ増同じ意見でございます。ありがとうございます。はい。手当分会の方も、各課長って、
1:10:54	室長入ってますけど、これさっき六ヶ所に聞いたんですけど各課長必要が入ってて、その他の条文にはそうはないってのはもう確認済みなんです。修正されてるからさもそうだと思うんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:07	はい。そちらにつきましては損はないことは確認しております。わかりました。あともう1点ちょっと説明の中でやった何かその俊敏改造でしたらトーカイさんの方、
1:11:17	修理改造は結局どこに入るんでしょう。
1:11:22	分析も変わらないってことでしょうか。
1:11:25	はい。修理改造につきましてはもともと分析機関の安全管理、持っておりますので、それぞれの課が行うということで、
1:11:34	その所、今回整理した所掌のもとで行うということになりますので、変更等はございません。
1:11:41	清社長、矢田ですわかりました。了解です。
1:11:45	そうなるとあれですかね
1:11:47	所掌が変わったのでその所掌に対する分析が増えるってことで簡単に具体的に言う安全施設課は、今までその固体廃棄施設をやってなかったけど、これは既設もやることになるっていうそういう意味なんですかね。
1:12:02	はい。今回提案されます保管廃棄施設、保管廃棄設備に係るところの修理改造は、安全施設課の方に移管されますので増えることとなります。わかりました。原則せです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:14	はい。
1:12:17	あと、組織のところに別紙であるその他の②っていうか、その管理区域に立ち入るものないのは、遵守事項の周知徹底。
1:12:27	これは、
1:12:30	これはあれですね、いわゆるその分析の業務を、の負担を減らすという か6日の業務を減らす方向の一環としての変更という
1:12:43	はい、東海故障撮影したんですけれどもその通りでございます。わかりました。以上です。
1:12:48	となるけども、
1:12:52	ごめんあと1点、6次6ヶ所ですけども組織改正に関する表をちょっと作っていただくと、それから別紙の中で、
1:13:01	機械実態の保管っていうのはその機械議題は誤記だっっちゃうことで、説明そのようなニュアンスの発言あったと思うんですが、
1:13:14	はい。
1:13:15	六ヶ所です。規定につきましては誤記でございます。もう1回位面談とかやると思うので、その時に直してものを修正、提出いただければと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:27	<p>というのと、あともう一つ運用上の非該当業務ってちょっと説明がちょっとこの文章だけ何かわかるじゃないかなと思って今ちょっと、今日の説明の中では</p>
1:13:37	<p>可燃物の廃棄とか、周辺監視区域外への廃棄物の運搬っていうのは今やっていない業務とかですね運用上の非該当業務というか今その発生しない業務といたしますか。</p>
1:13:50	<p>例えば廃棄、毛虫廃棄だったら廃棄しないので、この業務発生しないっていうそういう意味ですよ。周辺区志賀伊井海脚周辺監視区域以外に、</p>
1:14:01	<p>廃棄物を運搬するってのは周辺監視区域内の他社に渡すから、そういう業務もありませんというそういうイメージの非該当業務ってことがちょっと該当非該当でちょっとややその地方の施設だと。</p>
1:14:14	<p>やや何か誤解を生む表現ではあるので、もうちょっとその辺は詳しく、今日説明いただいた実際やりませんよということを書いていただいた。</p>
1:14:24	<p>方がいいのかと</p>
1:14:26	<p>修正いただけるのであれば、ついでに、それぞれにやっていただければなど。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:31	あと安全管理課の安全管理課の方に移管される問い合わせよっていうのも、保安規定上はあれですよ
1:14:39	貯蔵施設というか、
1:14:42	保管庫の、
1:14:44	感じなのか、違うのか。そうか 42 条となつてございます。そうですよね。だから、いわゆる何て言うんすか。今トーカイの方でちょっと議論になつてるその巡視、管理区域の性状とかそういうことではないんですよ、入口の。
1:15:01	扉の所。
1:15:03	性状を誰がやるかってことです。
1:15:07	ことでございます。あれですよ。なので、
1:15:11	その辺もうちょっと詳しく書いていただければいいかなと思つた ね。はい
1:15:16	保管庫、他に白浜ほかです。
1:15:19	そうですね。
1:15:21	クレームの貯蔵に関する、
1:15:23	あそうか左だ保管と書いてあるから、そのちょ、施錠、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	なるほど、わかりました。
1:15:32	理解はしました。
1:15:36	はい。
1:15:38	ということで今回はもうほぼ、特に論点もなく、あとは
1:15:44	大きなものとすれば東海の小数センターの方の1個、
1:15:50	性状書かせますし、点検項目の場所のところの資料をちょっともう1個 間作っていただくってところだけかなと思ってます。
1:16:03	ここは概ね回答いただいた件については、全くいたしましたので、
1:16:09	追加で、
1:16:10	追加で指摘することは、特にこちらからはございませんと、そういう認識で、こちらですけれどもそちらとしては、
1:16:17	認識合ってますでしょうか。
1:16:30	6月です。認識、その通りでございます。
1:16:37	はい、東海保障措置センターですけれども。はい。施設管理の方の資料 の方を修正することで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:45	お願いしました。はい。はい。原則正社員やりますそれでは本日の面で まとめ終わりましたので特にそちらから質問等ございますか。なければ これで終わりしようと思いますけど。
1:17:04	一応、あれだよ。
1:17:06	国交省の調査センターです。はい。
1:17:10	面談につきましては、もう一度行うという形でよろしいのでしょうか。 そうですね。そうですね
1:17:20	そういう意味で言うとそうか、東海の方は今の資料はちょっと直しても らおうかなと。
1:17:28	そこまで、
1:17:32	大きな修正ではないですよ
1:17:34	ちょっと直して欲しいっていうのは、最後のちょっとぼろっと言いまし たけど、
1:17:39	でも、
1:17:41	そうですね。
1:17:44	まあ、
1:17:45	ほぼコンプラ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:49	そうですね資料を簡単に、こういうところ、5期とか、こういうところ ちょっとわかりすくしましたっていう説明だけ1回、
1:17:59	トークイと合わせて、もう1回面談し、参加いただけると助かりますっ ていう思ってます。もし難しければ、資料だけ出していただいて
1:18:08	トークイさんの方に投げてくださいとかそういうのはあるかなと思って ますけどその辺はちょっと、
1:18:13	相談していただければと。
1:18:15	今質問した趣旨といいますのは、6の補正申請手続きが入るので1回面 談終わった後だと、ちょっとトークイとタイミングがずれてしまうかな という心配があったので、
1:18:27	ちょっとご質問させていただきました原子炉規制その点で言いますと、
1:18:31	もう小さな家に関する指摘ではないので、その辺の手続きについてはも う進めていただいていると思っております。
1:18:40	おうちいたしましてありがとうございます。
1:18:44	はい。
1:18:46	原則成長他のところはない、ないですか。
1:18:52	はい。トークイの方は特にございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:54	はい、じゃあ、本日の面談これで終了です。次のじゃあ、一周間を挟みますと1週間2週間後、8月の
1:19:04	第4週。
1:19:08	とか第5週あたりでっていう感じですかね。時期としては、
1:19:14	はい。よろしくお願いいたします。それで
1:19:18	予定しておきます本日は値段これで終了いたします。ありがとうございました。
1:19:23	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。